

7 香 総 文 第 301 号
7 香 高 文 発 第 21 号
令和 7 年 6 月 19 日

各都道府県教育委員会教育長 殿
各都道府県高等学校（芸術）文化連盟会長 殿

第 49 回 全 国 高 等 学 校 総 合 文 化 祭
香 川 県 実 行 委 員 会 会 長
香 川 県 高 等 学 校 文 化 連 盟 会 長

第 49 回 全 国 高 等 学 校 総 合 文 化 祭（かがわ総文祭 2 0 2 5）
における著作権の取扱いについて

日頃より、第 49 回 全 国 高 等 学 校 総 合 文 化 祭（かがわ総文祭 2 0 2 5）の開催準備に御協力いただき、誠にありがとうございます。

全国高等学校総合文化祭における著作権の取扱いについては、全国高等学校総合文化祭開催基準規程第 24 条第 1 項の規定により、上演、演奏、録音及び録画に当たり、各参加校並びに各開催部門の責任において、著作権の侵害にあたらないよう必要な措置をとることとなっております。かがわ総文祭 2 0 2 5 においても、この規定を遵守するよう、出場する学校や各部門に御周知いただきますようお願いいたします。

なお、各部門における著作権の取扱いについては、大会公式ホームページに掲載されている部門別参加要領に記載しておりますので、御確認ください。

第 49 回 全 国 高 等 学 校 総 合 文 化 祭 香 川 県 実 行 委 員 会 事 務 局
（香川県教育委員会事務局全国高校総合文化祭推進室内）
〒760-8582 高松市天神前 6 番 1 号 TEL 087-832-3772

香川県高等学校文化連盟事務局（香川県立高松北高等学校内）
〒761-0121 高松市牟礼町牟礼1583番地 1 TEL 087-845-3858